

令和3年第1回臨時会

酒田市教育委員会会議録

(令和3年3月6日開議)

酒田市教育委員会企画管理課

第1回 酒田市教育委員会臨時会 会議録

1 日 時 令和3年3月6日(土) 午後3時30分 開会
午後4時 5分 閉会

2 場 所 酒田市役所2階 201会議室

3 出席者

出席	欠席	教 育 長	村 上 幸 太 郎
出席	欠席	委 員	岩 間 奏 子
出席	欠席	委 員	渡 部 敦
出席	欠席	委 員	神 田 直 弥
出席	欠席	委 員	村 上 千 景

4 説明者

出席	欠席	教 育 次 長	本 間 優 子
出席	欠席	教 育 次 長	齋 藤 一 志
出席	欠席	企 画 管 理 課 長	長 村 正 弘
出席	欠席	学 校 教 育 課 長	阿 部 周
出席	欠席	指 導 主 幹	小 松 泰 弘
出席	欠席	社 会 教 育 文 化 課 長	阿 部 武 志
出席	欠席	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	富 樫 喜 晴
出席	欠席	図 書 館 長	岩 浪 勝 彦

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 議事
- 日程第4 その他

◎ 開議

(村上教育長) ただいまより、令和3年第1回酒田市教育委員会臨時会を開会いたします。本日は全員出席でありますので直ちに会議を開きます。

◎ 会期

(村上教育長) 日程第1 会期の決定を議題といたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 会議録署名委員の指名

(村上教育長) 次に、日程第2 会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に岩間委員と村上委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は岩間委員と村上委員に決定いたしました。

- ◎議事
- 報第 1 号 専決事項の報告について（酒田市公民館設置管理条例施行規則の一部改正）
 - 報第 2 号 専決事項の報告について（酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例施行規則の一部改正）
 - 報第 3 号 専決事項の報告について（酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設設置管理条例施行規則の一部改正）
 - 報第 4 号 専決事項の報告について（酒田市立資料館設置管理条例施行規則の一部改正）
 - 報第 5 号 専決事項の報告について（酒田市出羽遊心館設置管理条例施行規則の一部改正）
 - 報第 6 号 専決事項の報告について（酒田市阿部記念館設置管理条例施行規則の一部改正）
 - 報第 7 号 専決事項の報告について（酒田市旧阿部家設置管理条例施行規則の一部改正）
 - 報第 8 号 専決事項の報告について（酒田市清亀園設置管理条例施行規則の一部改正）
 - 報第 9 号 専決事項の報告について（酒田市眺海の森天体観測館設置管理条例施行規則の一部改正）
 - 報第 10 号 専決事項の報告について（酒田市旧鍛屋設置管理条例施行規則の一部改正）
 - 報第 11 号 専決事項の報告について（酒田市松山歴史公園設置管理条例施行規則の一部改正）
 - 報第 12 号 専決事項の報告について（酒田市写真展示館設置管理条例施行規則の一部改正）
 - 報第 13 号 専決事項の報告について（酒田市美術館設置管理条例施行規則の一部改正）
 - 報第 14 号 専決事項の報告について（酒田市体育施設設置管理条例施行規則の一部改正）
 - 報第 15 号 専決事項の報告について（酒田市平田 B&G 海洋センター設置管理条例施行規則の一部改正）
 - 議第 9 号 令和 3 年度酒田市立小・中学校教職員の人事異動について

（村上教育長）次に日程第 3 議事に入ります。

ここで発議いたします。議第 9 号については人事案件となります。そのため、議第 9 号は、酒田市教育委員会会議規則 第 14 条に基づき、非公開としたいと思います。議第 9 号を非公開とすることに「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(村上教育長) ありがとうございます。全員の挙手がございました。出席委員の3分の2以上の賛成がありましたので、議第9号は非公開といたします。

それでは、初めに報第1号 専決事項の報告についてから、報第15号 専決事項の報告について を議題といたします。これについて一括して提案願います。

(企画管理課長) 報第1号 専決事項の報告について(酒田市公民館設置管理条例施行規則の一部改正)から、報第15号 専決事項の報告について(酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例施行規則の一部改正)までの1件について、酒田市教育委員会教育長事務委任規則 第5条第1項の規定により、令和3年2月26日に教育長が専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求めるものです。

初めに、報第1号 専決事項の報告について(酒田市公民館設置管理条例施行規則の一部改正)から報第11号 専決事項の報告について(酒田市松山歴史公園設置管理条例施行規則の一部改正)について説明いたします。この11件の規則改正につきましては、使用料の減免基準を規則に明示するための改正となります。使用料の減免の根拠は、条例に規定されていますが、減免の対象となる使用目的、基準などの要件が、内規として一般に公開されないまま運用してきたことから、負担の公平性を確保する観点で、減免の要件を規則として明示するものです。なお、減免基準については、令和2年12月7日に策定した本市の「公の施設の使用料に係る減免指針」に基づき整理した基準を規則に明示することとしています。

次に、報第12号 専決事項の報告について(酒田市写真展示館設置管理条例施行規則の一部改正)について説明いたします。一部改正の内容は、先ほど説明いたしました「減免基準の明示」に加え、令和2年12月市議会定例会における条例の改正に伴い、名称を「酒田市写真展示館」から「土門拳記念館」に改めるものです。また、あわせて、市の申請書等様式作成ガイドラインの改正に伴う押印を求める手続きの見直し等により、申請書の「㊟」を削る加えて、実際の事務処理に合わせ、様式の一部を改正するものです。

次に、報第13号専決事項の報告について(酒田市美術館設置管理条例施行規則の一部改正)から報第15号専決事項の報告について(酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例施行規則の一部改正)について説明いたします。この3件は、減免基準の明示、市の申請書等様式作成ガイドラインの改正に伴う押印を求める手続きの見直し等により、申請書の「㊟」を削ることに加え、実際の事務処理に合わせ、様式の一部を改正するものです。詳細については、添付されております新旧対照表等をご確認いただければ

と思います。以上、15件について 専決処分を行いましたのでご報告いたします。

(村上教育長) ただいま説明がありました専決事項の報告については、報第12号の場合、酒田市写真展示館設置管理条例施行規則の一部改正において名称の改正もありますけれども、全て減免規定の明示、または印の記号を削るものとなりますので、ご質問ご意見については一括してお伺いしたいと思います。報第1号から報第15号については、どの案件からでも構いませんのでご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(村上教育長) ないようですので、順次お諮りをいたします。報第1号 専決事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(各議員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第1号は提案のとおり承認されました。次に報第2号 専決事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(各議員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第2号は提案のとおり承認されました。次に報第3号 専決事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(各議員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第3号は提案のとおり承認されました。次に報第4号 専決事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(各議員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第4号は提案のとおり承認されました。次に報第5号 専決事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(各議員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第5号は提案のとおり承認されました。
次に報第6号 専決事項の報告について を提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(各議員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第6号は提案のとおり承認されました。
次に報第7号 専決事項の報告について を提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(各議員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第7号は提案のとおり承認されました。
次に報第8号 専決事項の報告について を提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(各議員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第8号は提案のとおり承認されました。
次に報第9号 専決事項の報告について を提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(各議員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第9号は提案のとおり承認されました。
次に報第10号 専決事項の報告について を提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(各議員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第10号は提案のとおり承認されました。
次に報第11号 専決事項の報告について を提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(各議員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第11号は提案のとおり承認されまし

た。次に報第12号 専決事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(各議員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第12号は提案のとおり承認されました。次に報第13号 専決事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(各議員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第13号は提案のとおり承認されました。次に報第14号 専決事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(各議員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第14号は提案のとおり承認されました。次に報第15号 専決事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(各議員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第15号は提案のとおり承認されました。次に議第9号 令和3年度酒田市立小・中学校教職員の人事異動について を議題といたします。なお、本件については、教職員の人事異動に関する案件でありますので、説明者以外の事務局職員の退席を求めます。暫時休憩いたします。

《教育次長・学校教育課長・指導主幹を除き事務局退席》

(村上教育長) 再開いたします。それでは、議第9号についてお諮りいたします。議第9号 令和3年度酒田市立小・中学校教職員の人事異動について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第9号は提案のとおり決しました。議案については以上となります。非公開はここまでとなります。

◎ その他の報告

(村上教育長) 次に、日程第4 その他に入ります。今回は準備しているものはありませんが、事務局より何かございますか。

(企画管理課長) 私の方から少し説明させていただきます。先ほどこちらの方の用紙が配られたかと思いますが、来年度の教育委員に関係する行事の方を記載してございます。庄内地区教育委員会協議会総会研修会については、7月7日の水曜日ということで、今日午前中の理事会の中で日程の方決定したところでございます。それから8月6日に第64回山形県市町村教育委員会大会が南陽市のシェルター南陽ホールで行うということでの予定が入っておりますので、こちらの方日程を事前に確保して頂ければと思います。

それからもうひとつ、来年度の教育委員会の予定につきましても用紙が配られたと思いますが、こちらの方については日程を今後調整して、次の教育委員会でお示しできればということで考えておりますので、都合の悪い日程等があれば事前に事務局の方にお知らせいただければと思いますのでよろしく願いいたします。私の方からは以上です。

(村上教育長) ただ今の件で何かご質問等ございませんでしょうか。

(村上教育長) 委員の皆さまから何かございますか。

(村上教育長) ないようですので以上を持ちまして本日の日程は全て終了しましたので、閉会いたします。